

第98号議案

指定管理者の指定について

施設の名称 福井県立ライフル射撃場

指定管理者候補者選定結果 …………… 1 頁

指定管理者指定申請書

福井県ライフル射撃協会 …………… 3 頁

交流文化部

「福井県立ライフル射撃場」の指定管理者候補者の選定について

福井県立ライフル射撃場の指定管理者の申請の募集について、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 福井県ライフル射撃協会
- 2 所在地 福井市杉谷町第49号40番地3
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 選定理由

当該団体は、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査において、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例で定める指定の基準に適合しているものと評価されました。

特に、射撃場という特殊な施設での管理実績を有していることや、他府県大学の合宿利用の誘致など利用者増加に向けた提案内容が優れており、福井県立ライフル射撃場の設置目的を効率的に達成することができ、指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1 団体

- ① 福井市杉谷町第49号40番地3 福井県ライフル射撃協会 会長 山本 芳男

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

山田 孝禎	福井大学教育学部 教授
杉本 一	北陸税理士会 常務理事
山崎 千恵美	福井県レクリエーション協会 理事
渡辺 明美	福井県なぎなた連盟 理事長
児玉 晶香	福井県交流文化部副部長（スポーツ）

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		福井県ライフル射撃協会
1 県民の平等な利用が確保されていること	適/不適	適
2 ライフル射撃場の効用を最大限に発揮するものであること <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的と事業内容との適合性 ・利用者のサービス向上のための取組み内容 ・利用者増、利用促進のための取組み内容 ・利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・その他、新たな企画提案の有無、内容 ・提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性 	200 132	
3 管理の経費の縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に係る県の支出経費 ・提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性 <p style="text-align: center;">※ 各団体の申請額（5年間）</p>	150 上限額 24,515千円	150 24,515千円
4 ライフル射撃場の管理を安定して行う能力を有するものであること <ul style="list-style-type: none"> ・人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・物的能力（収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等）の内容 ・申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・業務全般に対する取組み姿勢 ・提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性 	150	113
総合得点（満点500）	500	395

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

③ 講評

- 審査基準1については、適と評価された。
- 審査基準2については、他府県大学の合宿利用誘致など利用者増加に向けた提案が評価された。
- 審査基準3については、提案された管理経費は妥当であると評価された。
- 審査基準4については、ライフル射撃場の現在の指定管理者として安定的に運営を行っており、射撃場管理に必要な射撃指導員を配置できるなど射撃場管理のノウハウを十分有しているとして評価された。
- 以上の総合的な評価により、福井県ライフル射撃協会は、指定管理者の指定の基準を満たしているものと評価された。

- 7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
 県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

令和7年10月1日

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地 福井市杉谷町49-40-3
名称および代表者の氏名 福井県ライフル射撃協会
会長 山本 芳男

指定管理者指定申請書

福井県立ライフル射撃場の管理に関する業務を行いたいので、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例第6条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 射撃場の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度の前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の名、住所および略歴を記載した書類
- 6 射撃場の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 ライフル射撃競技に関する相当の知識および技能を有することを説明する書類
- 9 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和39年総理府令第46号）第6条の2に規定する基準を満たすことを確認できる書類
- 10 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

福井県立ライフル射撃場の管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 NPO 法人 <u>その他（競技団体）</u>			
団体名	福井県ライフル射撃協会			
所在地	福井県福井市杉谷都央 49-40-3 福井県ライフル射撃場内			
代表者名	山本芳男			
電話番号	0776-38-6354			
FAX 番号	0776-38-6354			
メールアドレス	[REDACTED]			
設立年月日	昭和 40 年 9 月 20 日			
資本金（基本財産）	な し			
会員員数	令和 7 年 3 月 31 日現在 [REDACTED] 人（一般会員、大学生会員）			
主な事業内容 （必要に応じ別紙）	福井県ライフル射撃協会は次の事業を行なう。 ① ライフル射撃競技会の開催 ② ライフル射撃競技の普及、啓発 ③ ライフル射撃競技の選手強化 ④ ライフル射撃競技の指導員、審判員の養成 ⑤ その他、目的を達成する為に必要な事業			
同種の施設の管理運営 業務の実績 （必要に応じ別紙）	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井県立ライフル射撃場	福井県福井市	福井県立ライフル射撃場の管理運営	平成元年 6 月より現在に至る
現に指定管理者の申請 を行っている施設 （申請予定を含む） （必要に応じ別紙）	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井県立ライフル射撃場	福井県福井市	福井県立ライフル射撃場の管理運営	平成元年 6 月より現在に至る
提携団体名	（複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること）			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、馬術競技場の類似施設の管理運営実績を記入してください。

※「現に指定管理者の申請を行っている施設（申請予定を含む）」には、業種の如何を問わず、現に指定管理者申請を行っている施設および今年度中に申請を行う予定の施設のうち、県内に所在する施設について記入してください。

2 管理運営基本方針

福井県立ライフル射撃場の管理運営を行うにあたっての基本方針

- ・ライフル射撃競技を愛好する人々の射撃競技の健全な普及向上ならびに射撃を通じ、青少年の道徳向上に貢献し、又、広くスポーツ精神を涵養することを目的とする。

3 管理運営業務計画

- ・1～5については年度ごとの取り組みが分かるように記載してください。

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・利用者のニーズ（利用時間、人数等）に対し、即時対応できる体制の構築を図る。

(2) 施設の利用促進についての取組み

ア ライフル銃の所持については、厳格な規制があることから、大幅な利用促進の増加を図ることは困難であると思われるが、ビームライフル銃についてはその規制がないことから、ビームライフルクラブや体験教室を実施することで、競技に興味のある者を発掘し利用促進を図る。

イ ライフル競技以外での利用は、その特殊性や保秘性の観点から、望ましくないと思慮されるため考慮していない。

例：和太鼓の練習場等

ウ 昨年度迄の5年間の施設利用者平均は、一般約600名、学生・生徒約1,500名であった。

平成29年～令和3年迄の5年間の施設利用者平均は、一般約900名、学生・生徒約2,600名であった。上記の差は、2巡目の福井国体終了に伴う利用者数の減少及びコロナウイルスの影響に伴う利用者減少が影響しているものと思われる。

なお、令和3年度（前回のボトム）の施設利用者数は、一般約500名、学生・生徒約1,100名であり、令和6年度の施設利用者数は、一般約700名、学生・生徒約1,800名であったことから、利用者数は若干ではあるが増加傾向にある。

(3) 施設の維持管理についての取組み

建家、駐車場等の保安全管理を図るとともに、清掃・除草の徹底を図る。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

ア 大学や県外協会の強化合宿等を積極的に誘致し、また各種大会の誘致を検討する。

イ 節電・節水等経費削減を図る。具体的には、月別の電気使用量（対前年比）を可視化し、エアコンの設定温度を適正に管理することで、節約を図りたい。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

常に利用者の利用状況について支障が生じていないか等を把握するとともに、管理簿（射撃場日誌）を備え付け、利用者の要望を聞き取ることができるよう配慮する。

また、要望については出来るだけ迅速・的確に対応できるよう配慮するが、大幅な設備改善の場合などは設置管理者との間で対策を講じる必要があることから、関係機関との連携を図りつつ、利用者のニーズに対応していきたい。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

各種大会・合宿等、射撃場の年間利用計画に合わせた業務計画を立て、業務期間終了後は、反省点の分析、検討を実施し、以後の業務運営に反映させるものとする。

(7) その他

ア 福井県立ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

施設の利用者は、その殆どが当協会員であり、国スポ等の強化指定選手や国外大会の候補者も含まれる。選手各々がより効果的、効率的な練習ができる環境があつてこそ、国スポ等において実力が発揮できるものとする。

施設の利用・管理や利用者の管理面については、当協会はこれまでの経験があり、これらを生かすことにより、今後とも、より一層効率的な施設の管理・運営と強化選手等の育成を図ることができるものと思われる。

また、2巡目福井国体以降の国スポに向けた選手の強化も大変重要な課題であることから、ここに強く希望いたします。

イ 外部委託の方針等

- 外部委託の基本的方針および、外部委託を予定している業務の内容、委託先の選定方法を記載してください。

消防設備点検・機械警備・電気保安業務・空調保守業務については、専門の知識・技術が必要であることから、従来通りの外部委託を実施予定（年次で相見積もり徴求）であり、委託先についても従来通りとする方針である。

ただし複合の業者が参入した場合は、委託料金の割安な業者を選定するものとする。

ウ 緊急時の対応

- 事故や災害防止への取組みや、緊急時の体制、対応等について記載してください。

施設利用者には、銃器・弾薬を取り扱うなどその競技の特殊性から、暴発事案等の事故防止が当然要求されている。

運搬、保管はもとより、練習中における基本事項の遵守を含め、施設利用者へは徹底した指導を実施していくものとする。

また、火災等の災害防止の観点からは、火気の取り扱い等を、徹底した管理・指導を実施し、災害防止を図る。

万が一、事故が発生した場合は、速やかに設置管理責任者、指定管理責任者への通報をはじめ、招集・事後の対策検討を図る体制を構築しておくものとする。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

- 施設利用者の個人情報の保護について基本的な考え方や情報管理体制等について記載してください。

個人情報保護要綱に則った保管・管理の徹底を図るものとする。

オ 地域および関係機関との連携

射撃場は、鉛公害や騒音等、その特殊性から他の施設にない弊害が生じる可能性がある。

鉛問題については「福井県立射撃場環境保全対策検討会」、競技力向上については「福井県教育庁スポーツ保健課」、「(公財) 福井県体育協会」との連絡・連携を密接に実施する。なお施設の利用には地元の理解・

協力が必要不可欠であり、自治会との連絡についても実施していくものとする。

カ 自主事業その他の提案

福井県立ライフル射撃場の設置目的に合致する自主事業の提案や、その他施設の管理運営にあたっての提案があれば記載してください。

- ・毎月の月例競技会の実施、ビームライフルクラブ・体験会の実施等
- ・電子標的の更新料及び福井県立ライフル射撃場の施設、設備の修繕費用（100万円未満のもの）を確保するために、利用料金とは別に福井県ライフル射撃場協会負担金を徴収する。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

- 管理の業務を行う組織の組織図および特徴等を記載してください。

ア 組織系統図

会長一副会長3名一理事長一副理事長1名一理事8名一監事2名

イ 会員

一般会員56名、高校会員31名、小・中学生会員9名

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

- 管理の業務を行う組織のすべての職員の職種、雇用関係、業務内容、人件費見込額、勤務体制（勤務時間・休日設定）等を記載してください。

射撃場当番（射撃場の開場・閉場事務、利用料金等の徴収・整理事務が主たる業務と考えている）は、当協会会員のうち射場使用人資格を有する役員の中から、業務委託契約を締結した2名以上で行う。

業務時間は一人週40時間以内、週4日以内を目安とする予定。

これに伴う委託費は、5年間の平均で約280万円を見込んでいる。

その他、例会や県協会主催の競技会等は協会員によるボランティアにより運営する予定である。

- 施設の管理上、配置が義務付けられている資格等については、資格等の名称と有資格者の氏名を列記してください。

ア 基本として、

- ・管理の任に当たる者

福井県ライフル射撃協会役員かつ公安委員会指定使用人の者

- ・管理時間

土・日曜日・祝日・振替休日は午前8時30分から午後5時15分まで

平日は原則午前8時30分から午後5時15分まで

- ・開場時間

土・日曜日・祝日・振替休日は午前8時30分から午後5時15分まで

平日は原則午前8時30分から午後5時15分まで

- ・開場日

下記休場日以外のすべての日

- ・休場日 毎週月曜日、および12月29日～1月3日。但し月曜日が祝日及び振替休日の場合、次の最初の平日は休場日とする。

イ 施設の管理上、配置が義務付けられている資格等

(ア)「公安委員会指定管理者」

生島 賀寿也

(イ)「教習射撃指導員」

██████████ 昭和61年 6月 6日 第20号

██████████ 令和 3年 1月 4日 第43号

(ウ)「射撃指導員」

██████████ 平成20年 8月21日 第27号

██████████ 平成21年 8月25日 第28号

██████████ 令和 5年 5月 9日 第44号

(エ)「公安委員会指定使用人」

██

██

██

(オ)「JSPO 公認ライフル射撃コーチ3」

██

(カ)「JRSF 認定コーチ」

・B級コーチ

██

・C級コーチ

██

(キ)「日本ライフル射撃協会審判員」

・本部公認審判員

██

██

・地方公認審判員

██

(3) 職員研修および人材育成方針

- 業務を行う職員の業務水準を維持、向上させる方策について記載してください。 配置する人員については、理事以上の役職にあるものとしているが、その役職についているものは、それに相応しい人格等を兼ね備えたものであり問題はない。

但し、定期的な理事会時を活用した研修回答を実施し、より一層の人格の向上等を図り、スムーズな業務管理を推進することを怠らないものとする。

5 令和8～12年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合 計	備考
使用料等収入	735	850	900	850	800	4,135	
その他の収入							
計 (A)	735	850	900	850	800	4,135	

※使用料について、現状より一般料金を約1.2倍、学生以下料金を2倍にそれぞれ値上げする計画。

支 出

(単位：千円)

項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合 計	備考
人件費							
消耗品費							
印刷製本費							
光熱水費	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000	
修繕費							
委託料	3,400	3,450	3,500	3,600	3,700	17,650	
使用料・賃借料							
その他の支出							
計 (B)	5,600	5,650	5,700	5,800	5,900	28,650	

差引 (B) - (A)	4,865	4,800	4,800	4,950	5,100	24,515	
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--

この金額が、福井県が指定管理者に支払う委託料（消費税および地方消費税額を含む）となります（募集要項で定められた上限額を超えないこと）。

- 積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。
- 消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。消費税は10%で計算してください。